

会報 栄養日本・礎 いしずえ

社団法人 日本栄養士会

巻頭言	1
News & Topics	2
会務報告	5
職域のページ	6
都道府県栄養士会会長に聞く!!	12
会員情報管理の変更と会員(個人)情報の管理について	14
会員の声 / 編集後記	16

巻頭言

本年は、多くの県栄養士会が公益法人制度改革に対応し、新定款に基づいた公益社団法人としてスタートを切ることになります。全国の栄養士会では、管理栄養士、栄養士で組織する栄養士会の目的や使命について、実施する公益事業について、改めて一から考え、議論することが必要であり、書類を作成する各県の認定準備作業には、理事は元より多くの会員がともに参加することが重要でした。

例えば、福井県栄養士会では、公益法人としてより公益性を考慮して、従来医療分野の職域が継続していた栄養管理研究会を公益事業として発展させ、「第1回栄養管理・食育研究会」を新規に開催しました。この日が県民参加のもと栄養問題を考える日になることが期待されます。

管理栄養士は傷病者への栄養問題を総合的に評価、判定し栄養補給、栄養教育を適切に実施することにより、医療・介護施設での治療効果、生活の質の向上に寄与することを業としています。栄養士は健康づくり、増進のための食・栄養を追求発展することになります。国民のニーズにいつも適切に応えるためには、資格に応じた質の担保が望まれます。そのためには、高度専門職業人として、生涯、学習であり、開催

される生涯学習および研修会に積極的に参加することが必要です。

国では今、保育所の食事の提供ガイドライン作成検討がすすめられていますし、平成24年4月の診療報酬改定の基本方針では、在宅医療の推進、さらに医療施設の療養病床にも栄養サポートチーム加算が導入されることになっています。専門職種として力を発揮できる好機です。

病院で実施されていた栄養管理実加算は、入院基本料に組み込まれ、医療機関では、全てより質の高い栄養管理の実施が義務付けられることになります。さらに、療養病床での栄養サポートチーム加算を算定するためには、所定の研修を修了した医師および薬剤師、看護師、管理栄養士等の職種が共同して業務を行うこととなります。積極的に日本栄養士会が実施する研修会でより早期に資格取得することが重要です。各施設での業務が科学的根拠に基づき効果が期待できるものになることが望まれます。

会員の皆様と日本栄養士会が強い絆で結ばれますように!!

次のことが勇気づけになればと思います。

「自分の夢に向かって確信を持って歩み、自分が思い描く人生を送ろうと努めるならば、きっと思いがけない成功にめぐり合うだろう。」ヘンリー・ソロ

「知識労働のための組織は、専門家によって組織される。彼ら専門家は、自らの専門領域については、組織内の誰よりも詳しくなければならない」ピーター・ドラッカー

(社)日本栄養士会副会長 清水瑠美子

会報の名称決定 新名称は「栄養日本・礎」 いしずえ

前号で会報の名称を募集しましたところ、会員の皆様より多数のご応募をいただきました。ありがとうございました。

理事会において厳正なる審査を行った結果、熊本県の西川千代子会員から応募のあった「栄養日本・礎」(えいようにほん・いしずえ)とすることが決まりました。

西川さんは、「日本栄養士会会員が、しっかりした基礎を身につけて、国民の栄養意識の土台となり、国民の生命をささえる」という気持ちを込めて考えてくださいました。

会員の皆様の『礎』となる会報になるよう、内容の充実を図ってまいりますので、よろしくお願いします。

＜速報＞

平成24年度診療報酬改定に係る状況(栄養部門関係)

中央社会保険医療協議会総会資料より(平成24年2月10日現在)

●栄養サポートチーム加算関係

【重点課題1】急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減

重点課題1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について

2. 栄養サポートチームの推進

現 行	改 定 案
【栄養サポートチーム加算】(週1回) 200点 [算定可能病棟] 一般病棟入院基本料(7対1、10対1)、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門病院入院基本料(7対1、10対1)	【栄養サポートチーム加算】(週1回) 200点 [算定可能病棟] 一般病棟入院基本料(7対1、10対1、 <u>13対1、15対1</u>)、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門病院入院基本料(7対1、10対1、 <u>13対1</u>)、療養病棟入院基本料 <u>ただし、療養病棟については、入院日から起算して6月以内に限り算定可能とし、入院1月までは週1回、入院2月以降6月までは月1回に限り算定可能とする。</u>

III-3 医療を提供しているが、医療資源の少ない地域に配慮した評価

3. チームで診療を行う入院基本料等加算について、専従要件を緩和した評価を新設する。

(新) 栄養サポートチーム加算(指定地域) 100点(週1回)

[施設基準]

- ① 別に厚生労働大臣が定める二次医療圏に属する保険医療機関(特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1、10対1入院基本料を算定している病院を除く)であること。
- ② 当該保険医療機関に以下から構成される栄養サポートチームが設置されている。
 - ア 栄養管理に係る所定の研修を終了した専任の常勤医師
 - イ 栄養管理に係る所定の研修を終了した専任の常勤看護師
 - ウ 栄養管理に係る所定の研修を終了した専任の常勤薬剤師
 - エ 栄養管理に係る所定の研修を終了した専任の管理栄養士
- ③ 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね15人以内とする。

●糖尿病透析予防指導管理料(新設)

I 充実が求められる分野を適切に評価していく視点

I-2 生活習慣病対策の推進について

第1 基本的な考え方

透析患者数が増加している中、透析導入患者の原疾患は糖尿病性腎症が最も多くなっており、これらに係る医療費も増加していることを勘案し、糖尿病患者に対し、外来において、医師と看護師又は保健師、管理栄養士等が連携して、重点的な医学管理を行うことについて評価を行う。

(新) 糖尿病透析予防指導管理料 350点

[算定要件]

ヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})が6.1%(JDS値)以上、6.5%(国際標準値)以上又は内服薬やインスリン製剤を使用している外来糖尿病患者であって、糖尿病性腎症第2期以上の患者(透析療法を行っている者を除く)に対し、透析予防診療チームが透析予防に係る指導管理を行った場合に算定する。

[施設基準]

- ① 以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。
 - ア 糖尿病指導の経験を有する専任の医師
 - イ 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師
 - ウ 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士
- ② 糖尿病教室等を実施していること。
- ③ 一年間に当該指導管理料を算定した患者の人数、状態の変化等について報告を行うこと。

●栄養管理実施加算関係

Ⅱ 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について

第2 具体的な内容

1. 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算の見直し

(1) 栄養管理実施加算について、すでに多くの医療機関で算定されていることから、加算の要件を入院基本料、特定入院料の算定要件として包括して評価する。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成24年3月31日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については、平成26年3月31日までの間は経過措置を設ける。

現 行	改 定 案
第1章 第2部 通則7 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、入院基本料及び特定入院料を算定する。 【栄養管理実施加算】（1日につき） 12点	第1章 第2部 通則7 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び <u>栄養管理体制</u> について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、入院基本料及び特定入院料を算定する。 [栄養管理体制の基準] ① 当該保険医療機関に常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。 ② 患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画を作成していること。 ③ 当該栄養管理計画に基づき入院患者ごとの栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録していること。 ④ 当該栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ⑤ 有床診療所においては管理栄養士は常勤でなくても差し支えない。 (削除)

[経過措置]

平成24年3月31日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については、平成26年3月31日までの間は栄養管理体制の整備に資する計画を策定する等の要件を課した上で、栄養管理体制を満たしているものとする。

(3) 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算について、入院基本料、特定入院料で包括して評価することから、入院基本料、特定入院料の評価をそれぞれ11点ずつ引き上げる。

平成24年度介護報酬改定について

社会保障審議会介護給付費分科会資料より(平成24年1月25日現在)

●居宅療養管理指導

・同一の建物に居住する者へのサービス提供に対する評価の見直し

●経口移行・維持の取組

・歯科医師及び言語聴覚士との連携強化(算定要件の見直し)

*その他、強く関与する事項に改定なし

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より(平成24年1月31日現在)

●食事提供体制加算の適用期限の延長等

- ・生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- ・宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数が同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

[現行] 食事提供体制加算(Ⅱ)(42単位/日)を算定。

[見直し後] 食事提供体制加算(Ⅰ)(68単位/日)を算定。

- 経口維持加算の算定要件の緩和
 - ・入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件は、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。
- 栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長
 - ・平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。
- 報酬請求事務の簡素化のための加算の整理
 - ・報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。

☆ 栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設

[管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]

利用定員が40人以下	27単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	22単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	15単位/日を減算
利用定員が81人以上	12単位/日を減算

[配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]

利用定員が40人以下	12単位/日を減算
利用定員が41人以上60人以下	10単位/日を減算
利用定員が61人以上80人以下	7単位/日を減算
利用定員が81人以上	6単位/日を減算

《(社) 日本栄養士会より》

平成24年度通常総会ならびに 全国栄養士大会のご案内

- 平成24年度通常総会
 - 日 時：平成24年6月17日(日) 13:00～17:00
6月18日(月) 9:20～12:00
 - 場 所：TFTビル(東京都江東区有明3-6-11)
 - 参加対象者：代議員および参加を希望する会員等
 - 議 題：議案「平成23年度事業報告および収支計算書ならびに財産目録等承認の件」
議案「理事選任の件」
議案「監事選任の件」
協議「平成24年度事業計画および収支予算書の概要について」
- 全国栄養士大会
 - 期 日：平成24年9月15日(土)
 - 場 所：愛知県・名古屋国際会議場
 - 参加費：無料
 - 参加資格：(社) 日本栄養士会正会員、一般
 - 【自由集会】9:00～12:00
 - 【全国栄養改善大会】13:00～14:00
 - 【全国栄養士大会】14:10～17:00
 - 参考：第59回日本栄養改善大会 平成24年9月12～14日
名古屋国際会議場

職域協議会運営規定の 全面改正について

(社) 日本栄養士会は、公益社団法人を目指し、昨年度から準備をし、現在申請中です。申請にあたり種々の見直しをし、その中で職域協議会についても、内閣府より組織内組織は認められないとの指摘がされており、見直しを行っています。一方、管理栄養士・栄養士の活動分野・業務が専門分化されていることから、職域活動の重要性は、強化する必要があります。そこで新定款では、職域事業部として位置付け、公益目的事業を推進することとしています。これらを含めて職域協議会運営規定を職域事業部運営規程と変更し、内容の見直しを行ったので報告(主要項目)します。

名称：全国〇〇栄養士協議会⇒〇〇事業部
行政⇒公衆衛生、研究教育⇒教育・研究、
集団健康管理⇒勤労者支援、病院⇒医療、
学校健康教育、地域活動、福祉⇒変更なし
定義：所属会員定義内容の変更、それぞれの職域事業部にグループを設置
運営：各都道府県栄養士会職域組織代表者⇒地域リーダー
全国〇〇栄養士協議会幹事⇒〇〇事業部企画運営委員
全国〇〇栄養士協議会協議会長⇒〇〇事業部企画運営委員長(職域担当理事)
*職域協議会選出理事候補選出基準の廃止(理事は総会で選任)

平成23年度 第3回理事会開催報告

日時：平成23年10月15日(土) 13:00～18:10
16日(日) 9:00～11:45
場所：日本健康・栄養会館3階研修ホール
現在の理事の数：24名
出席理事の数：19名(15日) 22名(16日)

議決事項

- (1) 平成23年度上半期事業執行概要と未執行事業への取り組みについて
各部、各職域事業部、各種委員会・検討会からの提案報告後、質疑応答を行い、提案事項については、承認した。検討事項については、関係部でさらに推進することとし、東日本大震災で亡くなられた3名の方への対応については、関係県栄養士会と話し合いのうえ、対応することとした。
- (2) 平成23年度上半期収入支出執行状況について
平成23年度上半期事業執行状況についての中間報告があり、原案を承認した。
- (3) 公益社団法人の申請について
公益社団法人の申請に関する書類については、ほぼ完成している状況にあるとの報告の後、平成23年度事業計画(詳細版)についての説明があった。事業計画については、今後、ホームページに掲載し、国民全体に公開することが必要となるが、公開範囲等については今後の検討事項とし、原案を承認した。また、関連規定の一部改正について、提案説明があった。
- (4) 会員増対策について
会員数が毎年約2,000人減少していることから、①新卒者およびベテラン会員の会費割引、②会員増対策委員会の立ち上げ、③受託会社所属者対策の3点に絞った対策を早急に行うことが必要であるとの説明があった。
①については、総会の議決が必要であることから、早急な対応策としては、日本栄養士の活動のPR(学会等におけるブースの設置等)、地域リーダーの育成、専門の分野における小グループ活動、賠償責任保険制度のPR等に力を入れ、具体的な取り組みを進めていくこととした。また、研修会費の割引等については、11月に開催する生涯学習担当者会議において、早急な対応を行うこととした。
- (5) 業務支援(新会員管理)システムについて
各懸案事項について、提案説明があり、原案を承認した。入金データ処理における新システムへの追加機能の構築については、全都道府県を対象に調査を行い、その結果を踏まえ、来年度の予算等含め今後検討することとした。
- (6) 管理栄養士の業務のあり方について
管理栄養士の医療職種への位置づけに伴う今後の要望活動等の方向性について、提案説明があり、原案を承認した。
- (7) 諸規定の一部改正について
諸規定の一部改正についての提案説明があり、職域協議会運営規定・職域協議会選出理事候補選出基準・選挙規程等に関連する事項については、1日目の理事会終了後、各職域担当理事で検討、協議の結果、今後の名称等の変更を決定し、承認した。「職域協議会の定義」については、各職域にて加筆、修正することとし、修正したものを今後示すとした。
賛助会員の承認および本会名義等の使用に関する規定については、名義付与にあたる金額の提示等について提案説明があり、原案を承認した。
- (8) 日本栄養改善学会との連携のあり方について
平成24年度全国栄養改善大会・全国栄養士大会開催についての説明があった。また、11月1日より日本栄養改善学会の理事長に木戸学術情報部長が就任することから、今後は、より密な連携を図るとともに、直面する課題などをそれぞれの立場から検証し、栄養科学の発展に向けたより具体的な連携のあり方を検討していくこととした。
- (9) 今後の栄養ケア・ステーション事業のあり方について
新たな運営組織の構築に関して、日本栄養士会栄養ケア・ステーションを窓口とした全国展開実現についての提案説明があり、今後は、現在行っているモデル事業の成果検証を行うとともに、検討会を立ち上げ、全国連携体制の構築に向け、事業を推進していくこととした。
- (10) 賛助会員の入会申請について
下記の団体の入会を承認した。
・(株)エフティー
〒599-8253 大阪府堺市中区深阪1906-2-205

平成23年度 第4回理事会開催報告

日時：平成24年1月28日(土) 10:00～12:00
場所：日本健康・栄養会館3階会議室
現在の理事の数：24名
出席理事の数：21名

議 題

- (1) 平成24年度行事予定について
平成24年度の事業予定について、承認した。なお、24年度は、公益社団法人の認定を踏まえて会議を開催することとし、従来「法人会員会」としていた会議は「諮問会議」と位置づけ、開催することとした。また、通常総会では、「管理栄養士・栄養士の職業倫理」をテーマに講演を行うこととした。
- (2) 公益社団法人の申請について
本会と各都道府県栄養士会の公益社団法人認定の進捗状況について説明があった。
- (3) 職域事業部の運営について
職域事業部の名称など運営について確認があった。
職域事業部運営規程については、引き続き検討課題であることの確認があった。
- (4) 厚生労働省委託事業等について
厚生労働省の委託事業について、平成24年度は、疾病の重症化予防のための食事指導拠点整備事業の委託を受けるとの報告があった。なお、栄養ケア活動支援整備事業に新たに予算が付き、公募されることとなったので、積極的に取り組むこととし、第2回法人会員会で、都道府県栄養士会に、事業実施の希望をとることとした。
なお、委託事業の調査などで他職種などと連携するにあたっては、コンサルタントを入れた方がよいとの意見があり、コンサルタントの件費などの支出先については、委託費からは支出できない可能性が高いため、要確認となった。
また、在宅管理栄養士の活動について、広報が必要との意見があった。
- (5) その他
 - ・会報の名称について、会員から応募のあった中から、「栄養日本・礎」とすることが決定した。
 - ・第216回中央社会保険医療協議会総会(公聴会)の資料の説明があった。
栄養サポートチーム加算が療養型(最長6か月)にも広がる動きがあることから、専従の資格のとれる栄養サポートチーム担当者研修会の開催を拡大するのか、都道府県栄養士会がその研修会を開催するのか、資格取得の要件を緩和するのか、などの課題があがった。
 - ・医療提供が困難な地域についての栄養サポートチーム加算の要件が緩和される動きがあり、その場合は医療点数が減ることになるとの報告があった。
障害福祉サービスなど報酬改定については、管理栄養士・栄養士の配置加算が基本料にまとめられるようになった。配置していないところでは、減算となるようだ、との報告があった。
 - ・在宅療養食品認証制度の要綱について、罰則規定を追加した旨の報告があった。その要綱に沿って来年度から具体的に活動することについて、承認された。
 - ・生涯学習制度は、①会員増対策として新人ウェルカム研修を計画し、新人が栄養士会と関わる機会にしたい。②管理栄養士のコンピテンシー(技術、スキル、考え方などの到達レベル)に関する研究成果が出てくるので、それをベースにキャリアサポートできる生涯学習制度の検討を進めている。③医療事業部提案のコンピテンシーモデルを詳細に検討し、これをベースに他職域案を設定、整理し生涯学習制度に落とし込む、との説明があった。
 - ・TNT-D認定者の全国研修会の計画と、TNT-D追加研修会が栄養サポートチーム加算専従資格の所定の研修を含むので、これらを周知したい、との説明があった。
 - ・在宅訪問管理栄養士は、訪問栄養指導研究会より仕組みの提案があり、動いている。3月にコアパーソン認定のための研修会を行う、との説明があった。
 - ・次期国民健康づくり運動について中村会長より、昨年までの健康日本21の項目を49項目にまとめること、局長通達から大臣告示に変更になったとの説明があった。
 - ・平成23年度収入支出計算書について、見込み決算では不足のない会計になるとの報告があった。東日本大震災に関わる旅費、支援金、などの収支について経過報告があった。

学校健康教育職域

会員一人ひとりの資質向上を!

スキルアップ研修会を開催して

栄養教諭・学校栄養職員にとって、今後の学校給食の発展および国民の栄養・健康に資するために給食管理、食に関する指導、個別相談などの専門性をより高めることを踏まえ、「現場ですぐに役立つ内容を盛り込んだ集中講座形式」という考え方で、今年度は2回のスキルアップ研修会を企画しました。

第1回スキルアップ研修会につきましては前回報告しましたように、名古屋において川崎医療福祉大学の小野彰史先生をお招きして4日間の集中講座を実施しました。

平成23年9月23日、24日の2日間、東京ガス本社ビルで行われた第2回スキルアップ研修会(参加者92名)では、次のような内容で実施しました。

第1日目 食事摂取基準

和洋女子大学の村田光範先生による「食事摂取基準に基づく個別指導・食事管理」

大阪市立大学の由田克士先生による「学校給食における食事摂取基準の活用の仕方」

第2日目 スポーツ栄養

高崎健康福祉大学の木村典代先生による「スポーツ栄養の基礎・基本」、「成長期の児童生徒に対するスポーツ栄養」、「公認スポーツ栄養士について、学校現場での必要性」

●参加者の声(アンケートより)

事後アンケートより研修会内容について、98%の人が「大変期待どおり・期待どおり」とお答えいただきました。

- ・ きめ細かな講義でわかりやすく、大変勉強になりました。資料の正しい見方や、自分の体で体得するなど、すぐに実践できるご指導をいただきました。1日目と2日目の講義を合わせて、実践したいと思いました。
- ・ 食事摂取基準について、献立作成の基本となる基準量の考え、身長体重曲線の活用について、子どもに活用するには、どのように表をとらえていくか知ることができました。
- ・ 学校給食に食事摂取基準をどう使うのか、悩んでいたのが参考になりました。また、肥満傾向の児童への指導のあり方もよくわかりました。2日目スポーツ栄

養については内容もそうですが、講義のあり方も学ぶことができました。

- ・ 学校という現場、学校給食というものをよくご存じの先生方が、実践することを大前提でお話しただけだったので、知識も情報も持って帰れますし、やらなければ、という気持ちもわいてきました。

全国研修会・地域リーダー育成研修の開催

平成24年2月17日(金)・18日(土)に静岡県コンベンションアーツセンターで開催しました。研修会では初めての取り組みとして地域リーダー育成研修(昨年度までの全国代表者会議)終了後、「東日本大震災被災地からの報告会」として「震災時の対応と学校給食の復旧までのあゆみ」と題して、宮城県、福島県、岩手県の3人の先生からお話を伺いました。

平成24年度の事業計画(案)

新学習指導要領に食育の推進に取り組むことが明示され、食育が全ての子どもに平等にできるように、早い時期に全ての学校栄養職員が栄養教諭に切り替わるとともに、一校一名の栄養教諭が配置されることが望めます。これらの期待に応えられる活動を推進することから、24年度の重点目標に「会員の資質向上」を掲げ、その目標を達成するために各種事業を推進していきます。

*主な事業

- | | | |
|--|-------------|-------|
| (1) 地域リーダー育成研修 | 平成25年2月 | 東京 |
| (2) 全国研修会 | 平成25年2月 | 東京 |
| (3) スキルアップ研修会 | | |
| ・ 基礎栄養、臨床栄養講座(講師:小野彰史先生) | | |
| ・ スポーツ栄養講座 | | |
| ・ 食物アレルギー講座 | | |
| (4) 学校給食における食事摂取基準(2010)の活用の仕方と食事摂取基準に基づく食事管理・個別指導「子ども食事支援・指導プログラム」の普及 | | |
| ・ 全国5会場で研修会を実施予定 | | |
| | (学校健康教育担当理事 | 柵木嘉和) |

母子健康手帳の改訂について ―母子保健の基本である母子健康手帳の歴史そして現在―

母子健康手帳の歴史：

昭和12年に保健所法が制定され、母子保健が保健所の重要な事業とされた。昭和17年には、第二次世界大戦前の富国強兵施策の下で、現在の母子健康手帳の基本である妊産婦手帳制度、および妊産婦登録制度が世界で初めて創設され、妊娠の早期届出や、妊婦の健康管理が図られた。当時、妊娠中毒症の早期発見と早期治療、早産の予防などに、妊娠中の管理が重要であり、とりわけ、死亡を減少するためには妊娠早期届出、施設分娩の徹底等が必要であった。昭和17年7月、厚生省令をもって「妊産婦手帳規定」が交付された。

この妊産婦手帳の内容は、①表紙、②妊産婦の心得、③妊産婦・新生児健康状態欄、④分娩記事欄、⑤必要記事欄、⑥出産申告書、となっており、四つ折り一枚のリーフレットであった。当時は戦時下の配給制度になっており、この手帳を持参すると米、出産用脱脂綿、腹帯用さらし、砂糖などの配給を受けることができた。⑥の出産申告書は現在の出生証明書に近いもので、これも提示によりミルクが手に入るというので、当時の産婦の約70%が妊産婦手帳の交付を受けていたと推定される。こうして普及された妊産婦手帳は昭和20年の敗戦の混乱の中も役割を果たした。この妊産婦手帳の成果は、妊婦が妊娠中に医師・助産婦らによる健診が習慣づけられたことや、「手帳」という親しみやすい名称や、大きさも現在と同じハンドバックに入るサイズにするなどの配慮がされていた。戦後は、浮浪児や児童の非行が社会問題となった。そのため、児童の健全な育成を目的として、児童福祉法が昭和22年に制定された。児童福祉法では、児童および妊産婦の健康の保持増進、児童の疾病障害に対する指導療育が図られた。その一環として、妊産婦手帳では妊娠中から出産期までであった記載欄を、小児期まで拡大した「母子手帳」が、昭和23年に定められた。

昭和40年には、児童福祉法で示されてきた児童の健全育成の基礎ともなるべき母性の保護や、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健の充実を目的に、母子保健法が制定された。そして、「母子手帳」は「母子健康手帳」という名称となり、健康診査などの

体系的に事業体制が構築された。

それ以来、母子健康手帳は、おおむね10年ごとに様式を見直してきた。早40年以上が過ぎ、子どもの食生活環境も飽食の問題を抱えている。反面、妊産婦に関しては、少食や体重増加不良そして低出生体重児の出産が見られるなど、アンバランスな問題が発生している。

(出典：東京の母子保健「母子保健事業の役割と歴史」、東京都福祉保健局子ども医療課、平成21年3月発行)

2012年4月からの改訂内容：

直近の調査に基づいて乳幼児身体発育曲線と身長体重曲線を改訂する他、胆道閉鎖症など、生後1カ月前後に便色に異常が現われる先天性疾患を早期発見できるように新生児の便色情報を提供する。この他、ハイリスク妊娠の増加、妊産婦の意識変化、妊婦健康診査の充実といった現状を踏まえ、妊娠・分娩リスクに関する情報を追記し、妊婦検診の記録欄や妊産婦の自由記載欄を増やす。また、発達が遅れがちな子どもをもつ保護者に配慮して、成長発達の確認項目の一部について、ある時点で「できる」「できない」を回答する形式から、達成時期を記載する形式に変えた。さらに、予防接種の様式も充実された。

今後の母子健康手帳活用：

母子健康手帳の研究班が、改訂作業前に保健所等専門職の調査をしたが、管理栄養士・栄養士が指導の際に母子手帳を参考にしている率が最も低かった。この結果より、管理栄養士・栄養士は少数職種のため集団による栄養指導が多いためであるとの考察がされた。しかし、本来は個別指導の際は、必ず参考にすべきである。特に成長曲線は、子どもが出生時から無理なく体重増加曲線が上昇しているか？低出生体重児であるのに急激な増加を強いていないか？食欲の有無と、体格の関係をみるなど、さまざまなアセスメントが可能となる。

食事摂取基準に基づき、身長の発育曲線位置から、子どもの必要食事摂取量を推計し健全育成を目標とした、母子ともに楽しい食生活を営むことができることを導く栄養指導が必要である。

(行政担当理事 梶 忍)

研究教育職域

管理栄養士・栄養士教育の動向

管理栄養士・栄養士の養成に携わる教員として、改めて、栄養士制度を見直してみましょう。

平成12年に行われた栄養士法の一部改正後、管理栄養士・栄養士を取り巻く社会環境は、さらに大きく変化し、また新たな栄養士制度の検討が求められています。社団法人日本栄養士会は、平成19年度全国栄養士大会において、「管理栄養士・栄養士制度を考える」をテーマにパネルディスカッションを開催し、「栄養士制度検討会の報告」を紹介され、その最終結論は、一定の経過措置期間を置き、「栄養士の廃止」でありました。しかしその後、種々の議論が巻き起こり、日本栄養士会でも見直しを図り、全国栄養士養成施設協会との協議を経て、平成21年度開催の日本栄養士会50周年記念式典において、新たな栄養士制度のフローが公表されました(すでに周知のとおり)。そのコンセプトは、管理栄養士と栄養士の共存を位置づけ、業務区分はもとより、管理栄養士は医療職としての社会的評価を得ること、また栄養士は、栄養士に特化した業務などを設け、進路を考える生徒たちが職業として栄養士を選択するような魅力ある栄養士像を築くことでした。それ故、本会の栄養士制度検討会内に管理栄養士を医療職に位置付けるための「臨地実習500時間カリキュラムWG」と、栄養士に特化した制度を検討するための「魅力ある栄養士像WG」が設置され、議論されています。

● 本会の栄養士制度検討会の動き

基本的な社会的位置づけとして、管理栄養士は【栄養の専門職】として、「個人」、「疾病・重症化の予防」、「栄養評価(診断)」などのキーワードでイメージされる職種であり、栄養士は【食の専門職】として、「集団」、「健康維持」、「安心安全な食事の提供」などのキーワードでイメージされる職種とする方向性が提案されています。これを受けて、本協議会でも、カリキュラムの見直し、養成の在り方を再検討しているところです。より多くの会員が、全国研修会、ブロック研修会等に積極的に参加し、意見を交わすことによって、より良い教育システムの構築に寄与していただければと願うばかりです。

● 日本栄養改善学会の動き

周知のとおり、平成21年に「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」が発表されました。さらに、平成23年に「管理栄養士養成課程における専門基礎分野・専門分野の実験・実習・演習について(検討会報告)」が発表になりました。これらは、管理栄養士養成の標準化を目指したもので、講義だけでなく、各管理栄養士養成施設がバラバラに行ってきたイメージの強い実習・演習などにも、ある程度統一すべきであるという考えに立った取り組みです。

● 厚生労働科学研究の動向から

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業として「保健・医療の栄養管理サービスの評価に基づく専門的人材育成のシステム構築に関する研究(指定型)」の平成22年度研究報告が発表されたところです。この研究では、平成14年以降の新しい管理栄養士教育の成果を検証し、栄養管理の専門職養成教育システムを構築するための基礎資料を得ることを目的に、卒業時に到達が必要な専門的実践能力(コンピテンシー)を整理、抽出し、管理栄養士のコンピテンシーモデルを作成するとともに、管理栄養士養成施設(101施設)の4年生6,821人、教員372人を対象に、その達成度を評価しています(報告書参照)。今後は、このデータを基に、高い到達度を生み出す要因の分析が実施され、今後の管理栄養士教育に生かされるものと思われます。

以上の経緯を理解し、我々教員一人ひとりが、管理栄養士・栄養士の教育を、今まで以上に真剣に見直さなければならないと言えるでしょう。管理栄養士・栄養士の教育は、管理栄養士・栄養士自らが構築し、社会に貢献できる管理栄養士・栄養士を輩出しなければならないと考えます。人材育成は、まさに教育・研究そのものではないかと思えてなりません。頑張りましょう。

(研究教育担当理事 池本真二)

全国集団健康管理栄養士協議会からの お知らせ

◆矯正運営部会

現在の矯正運営部会は平成10年度から再編になった全国集団健康管理栄養士協議会傘下に防衛運営部会とともに入り発足し、活動費の助成を受けながら活動しております。矯正運営部会の管理栄養士・栄養士は法務省矯正局の職員所で被収容者の栄養管理を行っている特殊な給食に携わっています。

全国矯正栄養士研修会は、昭和52年度から開催しています。最初のころは勉強会としての意味合いがありましたが、昭和59年度、全国矯正栄養士協議会となり、研修会らしくなり、平成10年度からは、全国集団健康管理協議会矯正運営部会としての研修会を今日まで開催して重ねること34回を数えます。

研修会の開催地は初回から15回までは、東京矯正管区会議室等で行いましたが、全国の矯正施設は立地条件が良くない所に所在している施設が多く見受けられ、参加することが難しかったのですが、それ以降は、大阪、名古屋、福岡で開催するようにし、地理的に参加しにくい方々でも何年かに一度は研修会に参加し研鑽できるのではないかという思いで、開催地を変えてきた経緯があります。

矯正運営部会の会員数は、定数の関係もあり、一定数にとどまります。しかし、矯正施設の入所者の方々の健康の保持増進、さらには、食環境が心に影響を与えると言われておりますが、食育活動などとおした矯正活動が退所後の行動に及ぼすことを考えると、矯正栄養士の活動は、ますます重要であると考えます。

日本栄養士会の公益社団法人化に伴い、矯正運営部会はグループとして位置付けられますが、矯正施設で給食に携わる管理栄養士・栄養士の意思疎通を図り、研修等の事業の企画立案を考えていくのが喫緊の課題と考えます。

今後も、入所者の方々に対して、矯正施設に勤務する管理栄養士・栄養士がどのようなことができるのか、どのような食事を提供したらよいかを考える研修事業を続けていきたいと考えています。

矯正運営部会 運営部会長 岸本稚清

◆防衛運営部会

防衛省栄養士会は、「栄養士の職場環境および地位向上のため陸・海・空ともに頑張っていこう」という趣旨で発足し、陸・海・空の会員から役員を選出し防衛省栄養士会と日本栄養士会防衛運営部会として活動してきました（平成23年度9月現在の会員数 陸上自衛隊149名、海上自衛隊87名、航空自衛隊83名）。

昨年、海上栄養士会より防衛省栄養士会を脱会したい意向を受けました。脱会の理由として、平成21年度に防衛省より「公的な研修会と私的な日本栄養士会活動の厳格な区別」を求められたことにより防衛省実行委員会および日本栄養士会防衛運営部会としての役員活動や会議等への参加が厳しいこと、会員の中には艦船勤務により栄養士会活動への参加ができないこと、今後会員減が予想されるため予算不足が発生すること、会員の一部から活動内容存続に対する反対意見などの問題を抱えての存続は今後の防衛省栄養士会活動に支障をきたすとの懸念から、防衛省栄養士会からの脱会の意向を防衛省実行委員会に提出されました。これを受け、実行委員会で協議した結果「海上自衛隊の防衛省栄養士会からの脱会を了承する」ことを全会一致で議決しました。

平成23年9月8日、防衛省栄養士会総会で会員から「海上栄養士会の脱会」が承認され今後、防衛省栄養士会は当分の間休会となり、防衛省栄養士会活動が停止することから、平成24年度からの日本栄養士会防衛運営部会も活動不能となることをご報告申し上げます。

防衛運営部会 運営部会長 下川原まり子

地域活動職域

全国栄養士大会自由集会での会員作成媒体 発表と地域と会員をつなぐブロック別研修会

「会員相互の情報交換を密にし、連携強化を図りながら資質の向上を目指し、地域ニーズに対応した栄養士活動を進めたい」という、地域活動栄養士の活動方針の下で実施された二つの事業について報告する。

ブロック別には下記の3箇所で開催などが実施され、小規模ながら、それぞれに手ごたえを残して、次年度への期待を繋いだ。

広島市で開催された全国栄養士大会自由集会では、昨年度事業の「全国地協会員作成媒体集」の作品を、西日本の会員を中心に、実際に展示・発表してもらった。時間的な制約が大きく、折角の機会が十分に活かされず残念ではあったが、会員の実践活動の中から生み出された媒体の、写真ではうかがい知ることのできない工夫や素晴らしさに目を見張り、その後の活動のツールとして、「大いにとても参考になった」というアンケートへの回答が多く見られた。この財産を埋もれさせることなく、多くの人々や指導者達に活用してもらえるような道を探って行きたい。次年度、愛知県で開催される全国栄養士大会自由集会では、東海・北陸地域を中心とした会員の作品の展示・発表を計画している。

【ブロック別研修会など】

1. 近畿ブロック

昨年度に続いて2回目の研修会で、平成23年8月20日、大阪市立総合学習センターで開催。「介護予防・メタボ対策に役立つチェアエクササイズ」と題して、器具を使わずに座ってできるチェアエクササイズの講話と実習を行った。講師は、NPO法人1億人元気運動協会会長の竹尾吉枝氏。準備や会場設営には、大阪府会員を中心に各府県の代表者が当たり、非会員も含む66名が参加し、和やかな雰囲気の中で行われた。アンケート結果から、「実践的で分かりやすかった」、「介護予防教室で、早速取り入れたい」、「楽しかったことが何より。今日から始めようという気持ちになった」など、好評であった。研修内容については、今後の栄養相談・特定保健指導等にも活用すべく滋賀県と兵庫県で伝達講習会を実施する予定となっている。

(地域活動職域幹事 大隈昌美)

2. 関東甲信越ブロック

平成23年10月13日(木)～14日(金)群馬県伊香保温泉 ホテル松本楼において、26名の参加のもと、1泊2日のブロック交流会を開催した。パネルディスカッションスタイルによる5県の事例発表を行った。その後の全体討議では、発表者への質問が屈託なく行われ、地域で活動している身近な問題として、これまで以上のリラックスした雰囲気の中、和やかに有意義な意見交換が行われた。また、事前に参加各県の公益法人化に関するアンケート調査を実施し、その結果が報告されたが、すでに法人化された2県を含め、事業予算の確保と会員の連携強化や会員メリットのアピールに苦慮している様子が窺えた。

今回のブロック交流会は群馬県の会員に担ってもらったが、研修内容の組み立てにも工夫が見られ、開催を受ける際の参考になった。今後も継続し、食意識の向上と親睦を高めていければと期待をしている。

(地域活動職域幹事 高 文江)

3. 東海北陸ブロック

当ブロックでは各県の連絡を密にし、連携をとりながら会員の繋がりを強くする必要があると考え、平成23年10月23日(日)に、岐阜県でブロック会議を開催した。事前に、各県の公益法人化への動向についてのアンケート調査をし、平成23年度事業の実施状況、平成24年度事業予定を踏まえて、今後、どのように公益事業を進めていくかについて話し合った。そして、公益法人化で地域活動栄養士の団体として独自の活動ができなくなることから、どのように会員の連携強化を図るか、会員減を食い止めて組織強化を図るかなどが大きな課題となった。

今回は、岐阜県で開催された岐阜県地域活動・集団健康管理協議会合同研修会に参加することも目的の一つとして開催した。研修会は「認知症予防と健康運動」と題した講演と実技で、講師は(株)トーカイの濱 佐都美先生であった。

(地域活動職域幹事 佐野ちえみ)

選挙告示

社団法人日本栄養士会 医療事業部(旧：全国病院栄養士協議会) 役員の任期満了に伴い、会則第4条に基づく施行細則、役員選任規定及び選挙規定に従って役員選挙を行います。

平成24年3月1日

医療事業部(旧：全国病院栄養士協議会) 会員各位
社団法人日本栄養士会医療事業部(旧：全国病院栄養士協議会) 選挙管理委員会

1. 選挙すべき役員の種類および数

企画運営委員長(旧:協議会長)	1名
企画運営副委員長(旧:副協議会長)	2名
企画運営委員(旧:幹事)	24名以内
①地区別選出運営委員(旧:幹事)	14名
②全国選出運営委員(旧:幹事)	10名以内

2. 立候補の届出、締切期日および届出場所

- (1) 企画運営委員に立候補しようとする会員は、企画運営委員立候補届(様式省略)に写真(最近3ヶ月以内に撮影した白黒写真で、スナップでないもの)を添えて、選挙管理委員会に提出すること。
- (2) 立候補者は、平成24年3月15日(木)(当日消印有効)までに、社団法人日本栄養士会医療事業部(旧：全国病院栄養士協議会) 選挙管理委員会委員長宛、「立候補届在中」と封筒の表に朱書きし、必ず書留速達郵便で送付すること。
- (3) 地区別選出運営委員(旧:幹事) 候補者については、各地区ごとに決し、平成24年3月15日(木)までに、地区選出運営委員(旧:幹事) 立候補届(様式省略)により、社団法人日本栄養士会医療事業部選挙管理委員会委員長に報告すること。また推薦書も送付すること。
- (4) 届出場所

〒101-0051 千代田区神田神保町1-39
社団法人日本栄養士会医療事業部選挙管理委員会委員長宛

3. 選挙の方法

- (1) 選挙は、平成24年度病院栄養士育成のための全国リーダー育成研修会会場において、都道府県医療事業部代表者および都道府県医療事業部書面票決代表者による直接投票で行う。
- (2) 投票は、次の区分により行う。

企画運営委員長(旧:協議会長)	単記制
企画運営副委員長(旧:副協議会長)	単記制
全国選出運営委員(旧:幹事)	単記制

4. 投票・開票の期日および場所

平成24年4月14日(土) 病院栄養士育成のための
全国リーダー育成研修会(日本健康・栄養会館)
※都道府県医療事業部書面票決代表者の投票締切
平成24年4月13日(金)午後5時必着

5. 選挙結果報告の期日および場所

平成24年4月15日(日) 病院栄養士育成のための
全国リーダー育成研修会(日本健康・栄養会館)

6. 様式は(社)日本栄養士会事務局に備えるので、本会に請求し、その他の用紙は用いない。

7. その他

- (1) 企画運営委員(企画運営委員長、企画運営副委員長)は、それぞれ重複して立候補することはできない。
- (2) 立候補者が定数以内のときは、信任投票とする。

注) 新役員名称は公益法人化を見越した暫定のため変更になることがあります。

都道府県栄養士会会長に聞く!!



「感謝」

(社)神奈川県栄養士会
中丸ちづ子 会長

(社)神奈川県栄養士会は昭和47年11月に社団法人の認可を受けて、平成24年の11月には法人設立40周年を迎えます。公益活動を熱心に展開してきた諸先輩方のご努力で、現在も会の活動は継続し発展しています。

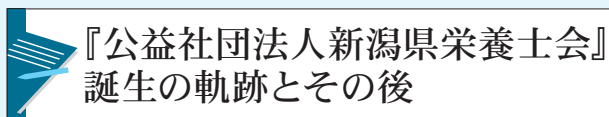
組織の活動では、協議会活動に重点をおき、専門職種としての資質向上を目的に研修会の充実を図り、パワーアップセミナーや専門分野の研修会、勉強会を実施して会員相互の連携と会員増にも努力しています。

地域の活動では、神奈川県を7つのブロック支部に分けて、市町村で開催する市民まつり、健康まつり、フェスティバル等で食生活・栄養相談、食育の推進を市民と直接接する管理栄養士、栄養士の健康づくり事業の公益活動拠点として活躍の場を広げています。

研修事業は、会員の資質向上と人材育成を目的に開催し、栄養改善学会は本年度で第36回開催となり、この間多くの会員の学術・研究の発表の場としての役割を果たしています。

健康づくり推進事業として、①栄養ケア・ステーションは、登録会員のスキルアップ研修と依頼事業を実施し、県民の健康づくり活動の拠点として公益活動を行う。②ボランティア給食サポート事業は、地域で高齢者に配食サービスを行っているボランティア団体に、栄養・衛生管理と調理指導の研修を行う。③外食アドバイス事業は、食に関するアドバイスなど、県民の健康増進を目的に事業を行う。④総会時に市民公開講座を開催し、栄養相談も行って市民からは好評を得ている。⑤委託事業は協議会とブロック支部がそれぞれ担当し、協議会は会員の研修、ブロック支部は市民の参加を目的に事業を実施をしています。

これらの活動が順調に実施できるのは、会員の理解と協力が大きな力となっていることに感謝しています。



『公益社団法人新潟県栄養士会』
誕生の軌跡とその後

(公社)新潟県栄養士会
稲村雪子 会長

平成23年4月1日は新潟県栄養士会にとって記念すべき日となりました。なぜなら、66年の歴史をもつ新潟県栄養士会が、念願の「公益社団法人」として認定され、「公益社団法人新潟県栄養士会」という名称の下、その第1歩を踏み出した日だからです。認定までの道のりは、決して容易ではありませんでした。思えば当会の公益法人化のスタートは、3年前の平成21年度の第1回理事会において、出席理事全員の総意で「公益社団法人」を目指すことが決議され、阿部久四郎前会長の主導により、定款改正素案づくり、各種規程、会計スキルなどの整備が進められました。そして、平成22年度の通常総会で公益社団法人への移行が承認され、新執行部による稲村体制の下、本格的に活動が開始されました。まず、真島和徳副会長をプロジェクトリーダーとした「公益社団法人移行準備プロジェクト」を設置して、移行に向けた具体的な検討が始まりました。詳細を述べれば「公益法人移行物語」の本が書けるかもしれな

いと思うほどの内容と作業量でした。ただ、私たち実行部隊がこのような活動ができたエネルギーの原動力は、とりもなおさず『会員の皆様からいただいたエール』でした。つまり、公益申請の提出に伴う定款改正のためだけに開催された平成22年12月11日の臨時総会の出席および委任状の総数が1,198だったということです。はたして、定足数の全会員(1,465)の2/3以上(976)がクリアできるのだろうかという危惧される中、締め切り日には4/5のハガキが届いたのです。これはまさしく、会員の意識の高さの表われと、支部長および協議会長の努力の結果だったと思います。認定から1年が経とうとしています。抜本的な体制と活動の見直し、各種規程、組織や会計制度の整備、研修のあり方など、まだまだ課題は山積です。でも皆で話し合いながら、一つひとつ課題に向き合っている日々です。現在、認定申請中、認定準備中の県の皆さん頑張ってください。認定突破の鍵は「やり抜く意志と情熱」です。



緊急時をのりこえる指導力をもつ人材育成へ

(社)三重県栄養士会
長谷圓吉 会長

社会の成長に遅れないこと、そして安定感・信頼度の大きい栄養士会構築には、努力と一層の工夫とポテンシャルが必要であって、言うに易く行うには厳しいのです。成長に繋る指導力のために組織力は不可欠です。

平成23年度を締めくくる3月は来る平成24年度への出発信号になります。新会員管理の移行は課題です。

顧みて3・11日の出災から1ヶ年、また、本県の熊野地域を襲った台風12号から6ヶ月以上を経て、今も復興の兆しは遠いとされています。この折に得た教訓は大きいのです。本会も紀宝町への支援活動を行いました。

「非常事態を常時と受け止める」生活認識の改革は一人ひとりの課題となったと思います。

平成23年度の本会公益性の高い3大事業としては次があります。

その①は、県健康福祉部委託事業として今回は管理栄養士等の指導によって《県民がいつの時でも正しく食を選択する力を身につける》栄養士向けの指導用テキスト作成

があり、委員会を立ち上げて6ヶ月を要したのですが取り敢えず脱稿したところです。

その②は、県医師会が開催している健康教育講座プログラムに栄養と食生活の病態と指導の組み込みがあり、医療費適正化に係わってきました。

その③は、本会が主催する市民公開講座の開催です。伊勢市・松阪市・津市・四日市の4カ所があり、市町の公的機関と連携し各職域協議会がこれを担当しています。この講座は平成17年に開始し、県下に展開中。

その他事業規模の大小に関わらず丁寧に心を添えることにより、公益性を担う専門団体としての活動がありました。法人移行期を目前に社会協働の実績が問われます。

来る平成24年度以降では新たに緊急事態を乗り越える食事力をマスターする指導力を心得た組織と会員づくりをめざしていきたいと考えています。会員同志の職域連携から地域連携へと拡充し層を厚くして更に他職種間との交流・進展に対応する人材育成も本会の使命です。



管理栄養士養成施設と都道府県栄養士会の役割分担

(社)宮崎県栄養士会
酒元誠治 会長

管理栄養士を目指して入学した学生(養成施設にとってのユーザー)を国家試験に合格させることは必要最低限の義務と考えるが、公表された全国の養成施設の合格率は25～100%まで開きがある。合格率が低い養成施設は、最低限の責務も果せていないといえるが、合格率が高い養成施設から輩出される学生も雇用者側(学生にとってのユーザーかつ養成施設にとってもユーザー)の求める人材に育成されていないのが現状である。私も養成施設に勤める前には「使いものにならない人材を輩出して」と気楽に苦言を呈していた。養成施設に移って合格率を上げることで学生というユーザーを満足させることには成功したが、卒業生は「役に立つことを習っていない」という。この点を反省し、一人二役の宮崎県栄養士会長として、新入会員の人材育成について、養成施設との補完を考え、栄養ケア・ステーションでは就職が決まらない学生を受け入れ、指導のノウハウをオン・ザ・ジョブで教え、栄養ケア・ステーションの

リーダーとしては困ったことであろうが、使いものになり始めた頃には、就職を決めて巣立っていく。また、給食管理の標準化を図るため県の監修を受けた「給食施設栄養管理の手引き」を作成し、県内の養成施設における給食経営管理の副読本として使って貰ったり、県下で実質標準の給食経営管理ソフト「給太郎」を在学中という期間限定で使って貰ったりと、養成施設と栄養士会と給食施設等との相互の垣根を低くする努力も行っている。給食管理の詳細部分では個別のノウハウが必要のため、栄養士会に入り、フォーマルな研修会に参加することで会員同士が友達になり、インフォーマルに情報交換を行う中で育てて欲しいと考えている。

会員の活性化は栄養士業務の公益性を高めると考え、実務に就いている管理栄養士(栄養士会としてのユーザー)に対して、「地位向上は自らの手で」という合い言葉の下、栄養管理の科学的根拠づくりの支援等も行っている。

会員情報管理の変更と 会員(個人)情報の管理について

1、はじめに

日本栄養士会では、昭和60年代に会員数が3万名を超え、従来手作業で行ってきた会員情報の把握のあり方をコンピュータにより登録することとしました。このため、昭和62年度に会員の皆様から氏名・住所などの情報の提供を求め、都道府県栄養士会の協力を得て、会員情報のデータを収集するとともに、システムの構築を行い、昭和63年度から運用することとなりました。

一方、都道府県栄養士会でも、コンピュータシステムに精通した会員などを主体に、会員情報の管理をコンピュータで行うところが増えてきました。つまり、日本栄養士会と都道府県栄養士会は、別々に管理を行ってきました。このため、都道府県栄養士会から新入会・継続会員の情報を提供していただき、日本栄養士会の会員情報のデータを更新しています。

しかし、上記方法により、①手続きに時間がかかり、都道府県栄養士会と日本栄養士会の情報伝達にタイムラグが生じ、最新の会員情報を即時に掌握できない、②大半が紙ベースによるやりとりであるため、情報を何度か転記することによる記載ミスおよび入力ミスなどの問題が生じています。

これらの問題を解消するために、システムを一元化することが必要であり、検討を重ねた結果、都道府県栄養士会の協力を得て、新しいシステムを導入することとしました。

2、会員情報管理の見直しの必要性

(1) システムのバージョンアップ

システム導入から25年を経ました。この間、小さな変更は行ってきましたが、大幅な見直しを行いませんでした。しかし、近年のコンピュータ関連機器などの進化、長年同一システムでの運用に伴うバグの発生などを解消するためにバージョンアップする必要があります。

(2) 会員情報の有効管理

今までの会員情報管理は、主に住所管理(日本栄養士会雑誌などの送付のため)でありました。近年、管理栄養士・栄養士を取り巻く社会環境の変化には大きなものがあります。これらに応えるには、専門分野別(特定保健指導、栄養管理、栄養マネジメントなど)の技術・学術の修得などが、栄養ケア・ステーション活動と併せて必要となります。

そこで、新たな会員情報管理システムには、会員の持つ活動状況(勤務先)、生涯学習などへの参加状況などを登録できるようにします。このため、名称を管理

栄養士・栄養士の業務支援システムといたしました。

(3) 公益社団法人としての対応

公益法人改革を受けて、日本栄養士会は、公益社団法人を目指すことといたしました。このため、会員に限定するのではなく、不特定多数を対象として事業を多く行うことが求められます。このため、現在行われていない就業管理栄養士・栄養士の登録、すなわち、会員外の方の登録を考えています。これは、将来的に管理栄養士・栄養士の需給バランスを考えるためです。

3、会員(個人)情報の管理強化

前述のような理由により、会員情報管理システムを変更することといたしました。この主な内容は、次のとおりです。

(1) システムの一元化に伴い、会員情報のデータ登録を都道府県栄養士会で行い、オンラインで日本栄養士会のサーバーに登録し、変更などの手続きを行います。

これにより、現システムにおける問題点が解消されます。

- ①最新の会員情報を即時に掌握することが可能。
- ②転記などによる記載ミスがなくなり、入力ミスも軽減されることから、会員管理情報の信頼性の向上
- (2) オンラインで会員情報をやり取りすることから、情報漏えいに留意し、次のようなことを行います。
 - ①会員情報の通信には、SSLの暗号通信方式を採用しています。
 - ②サーバーにファイアーウォールを設置し、外部からの不正なアクセスからデータを守ります。
 - ③万が一の障害に備え、バックアップサーバーを設置し、定期的にデータのバックアップを行います。
 - ④会員が登録情報を変更した場合は、所属都道府県栄養士会の承認後に正式に登録されます。
 - ⑤会員情報を取り扱う職員・担当者をID・パスワードにより限定し、担当者に対する情報管理に関する教育を徹底します。
- (3) 会員にとってのメリット
 - ①日本栄養士会ホームページをとおして、登録情報の照会および簡易な変更(氏名、住所など)が順次できるようになります。
 - ②会員情報の登録、情報の変更が早くなります。
 - ③一部の栄養士会の会費、研修会の参加費の納入は、コンビニで行えるようになります。
 - ④メールアドレスを登録すると、メールで情報提供を受けることができるようになります。(システム整備の関係で時間がかかります。)

- (4) 会員番号が固定番号となります。会員番号を変更することにより起こるさまざまな障害(以前の会員番号の情報が残存することによる2重登録など)を防ぐため、会員番号は、1会員1番号とします。会員番号は、原則として現在の番号となります。
- (5) 会員証をカード化します。有効期限は、5年とし、5年ごとに一斉に会員証カードを交付することとなります。
- (6) 次期システム開発で、会員証カードを利用した学習状況の登録、更新を行うことを予定しています。

4、その他

- (1) 各種情報の提供が不要の場合はお申し出ください
会員などの登録者には、研修会、最新書籍などの案内を行うことがあります。不要な場合は、ご所属の都道府県栄養士会にお届けください。
- (2) 会員証のカード化と有効期限、発行時期
・発行者の名称は、社団法人日本栄養士会ではなく、「公益社団法人日本栄養士会」とし、都道府県栄養士会によっては、所属都道府県栄養士会名も表示します。

- ・日本栄養士会では、現在公益社団法人の申請手続きを行っています。認定の時期によっては、会員証の発送が遅れることもありますので、ご了承ください。
- ・会員証を失くした時、また、記載事項(氏名)に変更が生じたときは、再発行を受けられます。(有料)
- (3) 開始時期(予定)
・新システムによる情報管理は、平成24年4月から行うこととしております。
- ・運用開始直後は、運用などの不慣れにより、混乱が生じご迷惑をおかけすること考えられますが、ご容赦をお願いいたします。
- (4) 退会者の情報

2、(2)でお示ししていますが、本システムでは、管理栄養士・栄養士である方々のすべてを登録し、需要と供給を考えようとしています。また、結婚、育児等で退会し、一定期間を経た後、再度資格を生かして活動したい方もいらっしゃるかと考え、一定の情報の提供も考えています。

このため、退会の方々の情報も削除しないことを考えていますので、ご了承をお願いいたします。



平成24年度より会員証をカード化します。

会員管理システム(業務支援システム)の変更に伴い、平成24年度より、会員証をカード化する予定ですが、公益社団法人認定後の発行となるため、従来より、大幅に遅れる見込みです。会員の皆様には、大変ご迷惑をおかけし申し訳ありません。

- ・発行時期(予定):平成24年6月以降
- ・有効期限:5年(5年ごとに一斉発行)
- ・再発行:会員証を失くした時、また、記載事項(氏名)に変更が生じた場合は、再発行いたします(ただし、再発行手数料がかかります)。

※なお、公益社団法人認定状況によっては、会員証の発行時期が予定より遅れることもありますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

日本栄養士会会費早期納入のお願い

平成23年度も残すところ1カ月となりましたが、平成24年度の日本栄養士会会費は納入していただきましたか?
「日本栄養士会雑誌(栄養日本)」や会報「栄養日本・礎」を滞りなくお届けするためには、会費を3月末までに、ご所属の都道府県栄養士会へ納入していただく必要があります。お忙しいこととは存じますが、ご協力をお願いいたします。

平成24年度 日本栄養士会会費 6,500円

都道府県栄養士会年会費については、ご所属の都道府県栄養士会へ直接お問い合わせください。

- * 会費の領収証発行については、次のとおりとしておりますので、ご了承ください。
 - ・銀行振込・郵便為替による会費の納入については、原則として領収証は発行せず、銀行・郵便局の振込(為替)受領証をもって代える。
 - ・現金による会費の納入については、所属都道府県栄養士会より領収証を発行する。
- * お知らせいただいている会員情報(姓、現住所、勤務先等)に変更があった場合には、速やかにご所属の都道府県栄養士会へご連絡ください。

病院管理栄養士 として



医療法人 札幌宮の沢病院
荒川 朋子

どの職業においても大多数の人々が、その職業について共通イメージを抱いていると思います。また、イメージというのは、ある程度意図的につくることができ、多数の共感を得るためには、非常に重要なファクターであることは言うまでもありません。逆にイメージが悪いと、相手に受け入れてもらえないことがあるのも現実ではないでしょうか？

一般の方々から見ると現在でも病院管理栄養士のイメージは、「白衣を着て栄養指導をする人」「献立を考えている人」というのが大半ではないでしょうか？

そんな中で、私が栄養士として働き始めた頃から続けているイメージ戦略は、「仕事を楽しむこと」「太らない・痩せすぎない健康的なスタイルの維持すること」「品の良い色使いを仕事や日常生活の中で実践すること」です。多くの方々が憧れるような職業イメージが世の中に広がると、社会からの管理栄養士ニーズはさらに高まるのではないのでしょうか？

“会員の声”の コーナーの原稿を 募集します

“会員の声”のコーナーの原稿を募集しています。下記要領により、会員の皆様の声をお寄せください。

- (1) 応募期間 平成24年3月1日(木)～4月30日(月)
- (2) 内 容 「日本栄養士会へ望むこと」「管理栄養士・栄養士として」などをテーマに400字程度にまとめてください。
- (3) 応募方法 原稿、氏名、会員番号、連絡先住所・電話番号を記入のうえ、メール(info@dietitian.or.jp)、または、ファクシミリ(03-3295-5165)で、お送りください。
- (4) そ の 他 いただいた原稿は会報「栄養日本・礎」でご紹介させていただくとともに、会の運営・執行に役立たせていただきます。原則質問などに対する回答は致しません。掲載については、本会にご一任ください。

役員選挙の予告

平成24年度は、役員改選の年です。

日本栄養士会は、「公益社団法人」として、国民の健康を豊かに育む食生活の確立と、栄養・食事療法の進歩に資する事業を遂行していくこととしています。志の高い会員の立候補をお待ちしております。

なお、選挙告示は、日本栄養士会ホームページ(4月9日掲載)およびその他の方法で周知します。

立候補届け出期間 平成24年4月9日～4月23日(当日消印有効)

問い合わせ先：(社)日本栄養士会 TEL 03-3295-5151

編 集 後 記

会報「栄養日本」(仮称)第1号で会員の皆様から本誌の名称を募集しました。結果、第2号から「栄養日本・礎」(会員が、しっかりした基礎を身につけて、国民の栄養意識の土台となり、国民の生命をささえるという気持ちを込めて付けられました)となりました。掲載内容については、第1号と同様に会員のための情報紙として日本栄養士会の会務報告、職域の情報、他に最新の情報をより迅速に「News & Topics」のコーナーを設けて、お伝えしていきたいと考えています。

振り返れば今年度は、3月に起きた東日本大震災という未曾有の

惨事から始まり、全国各地で大雨、猛暑、台風、大雪などの自然災害に見舞われ、それに追い打ちをかけるような夏場の節電対策で明け暮れた1年でした。給食管理をする管理栄養士・栄養士にとっては、農作物の価格に一喜一憂しながら献立作成に苦慮しました。

平成24年度は、日本栄養士会にとっては公益社団法人としての船出となる、大切な年になります。今まで以上に会員一人ひとりが固い絆のもと一致団結してことにあたり、社会に認められ、必要とされる団体になることを願っています。

(社)日本栄養士会 理事 柵木 嘉和

会報**栄養日本・礎**
Vol.1 - No. 2

発行／平成24年3月1日
発行所／社団法人 日本栄養士会
編集責任／社団法人 日本栄養士会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39
TEL03-3295-5151 FAX03-3295-5165
http://www.dietitian.or.jp/
印刷所／日本印刷(株)